

保護者の皆様へ

稲沢市子ども健康部 保育課

稲沢市は子育て世帯を支援するため、平成 30 年度から保育料の算定において次のとおり改正を行いました。

第2子無償化の対象を拡充します

稲沢市独自の制度として、市民税所得割額 57,700円未満 の世帯で中学3年生以下の子を2人以上養育している場合、中学3年生以下の子のうち上から2人目の子の保育料を無償としています。

平成30年度からは、所得制限を市民税所得割額 71,000円未満 まで拡大し、第2子無償化の対象を拡充します。

寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します

婚姻歴のないひとり親家庭は税法上の「寡婦（夫）控除」が受けられないため、同じひとり親家庭・同じ所得額等であっても、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて税額に差が生じ、市民税額を算定基準とする保育料についても差が生じる場合があります。

平成30年度からは、婚姻歴のないひとり親家庭に「寡婦（夫）控除のみなし適用」をすることで保育料の軽減を図ります。

《注意点》

- ・事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象外です。
- ・みなし適用のため、税法上の控除を受けることはできません。（税金は変わりません。）
- ・みなし適用を受けるためには、保育課への申請が必要です。
- ・みなし適用を実施しても、結果として保育料が変わらない場合があります。

《みなし適用の申請手続き》

- ・申請を希望される方は、保育課へお問い合わせください。
- ・4月分から適用を受けるには、平成30年7月2日（月）までに申請の手続きをしてください。（平成30年7月3日（火）以降は、申請があった月からの適用となります。）

お問い合わせ

稲沢市子ども健康部 保育課 給付管理グループ
電話：0587-32-1297（ダイヤルイン）